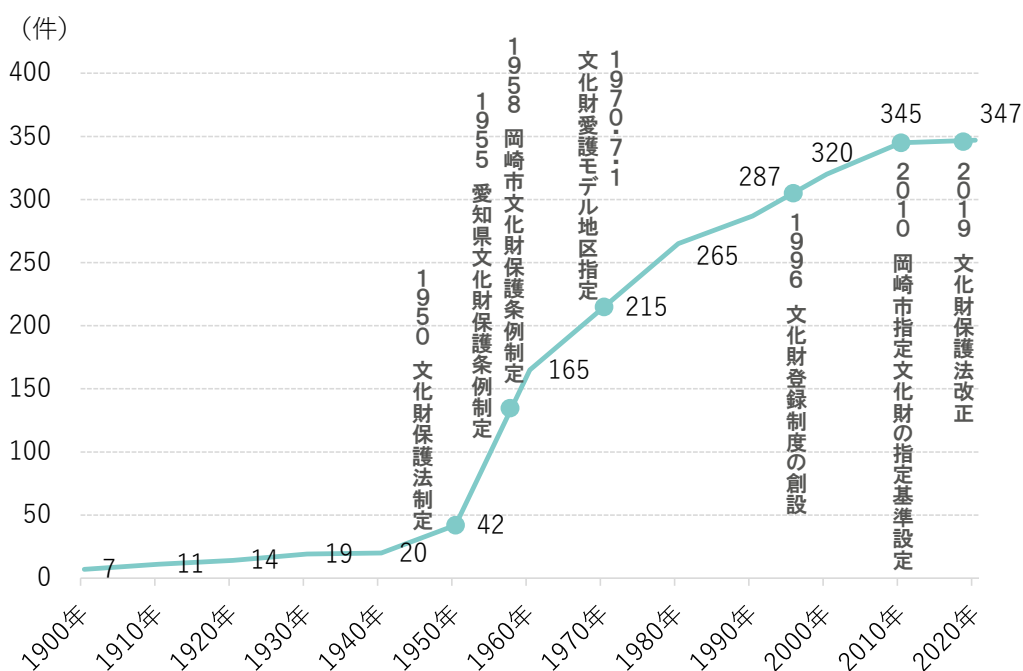


# 第3章 文化財の概要

## 1 文化財の指定及び登録の状況

市内の指定・登録文化財は多岐に渡り、また、歴史的にも幅の広い年代からの指定・登録が成されており、歴史文化の層の厚さを物語っています。本市では、平成 22 年（2010）度に諮問機関である岡崎市文化財保護審議会の協力を経て、市指定文化財を指定する際の基準を設定しました。現在は当該基準に則り、文化財の指定・登録を進めています。

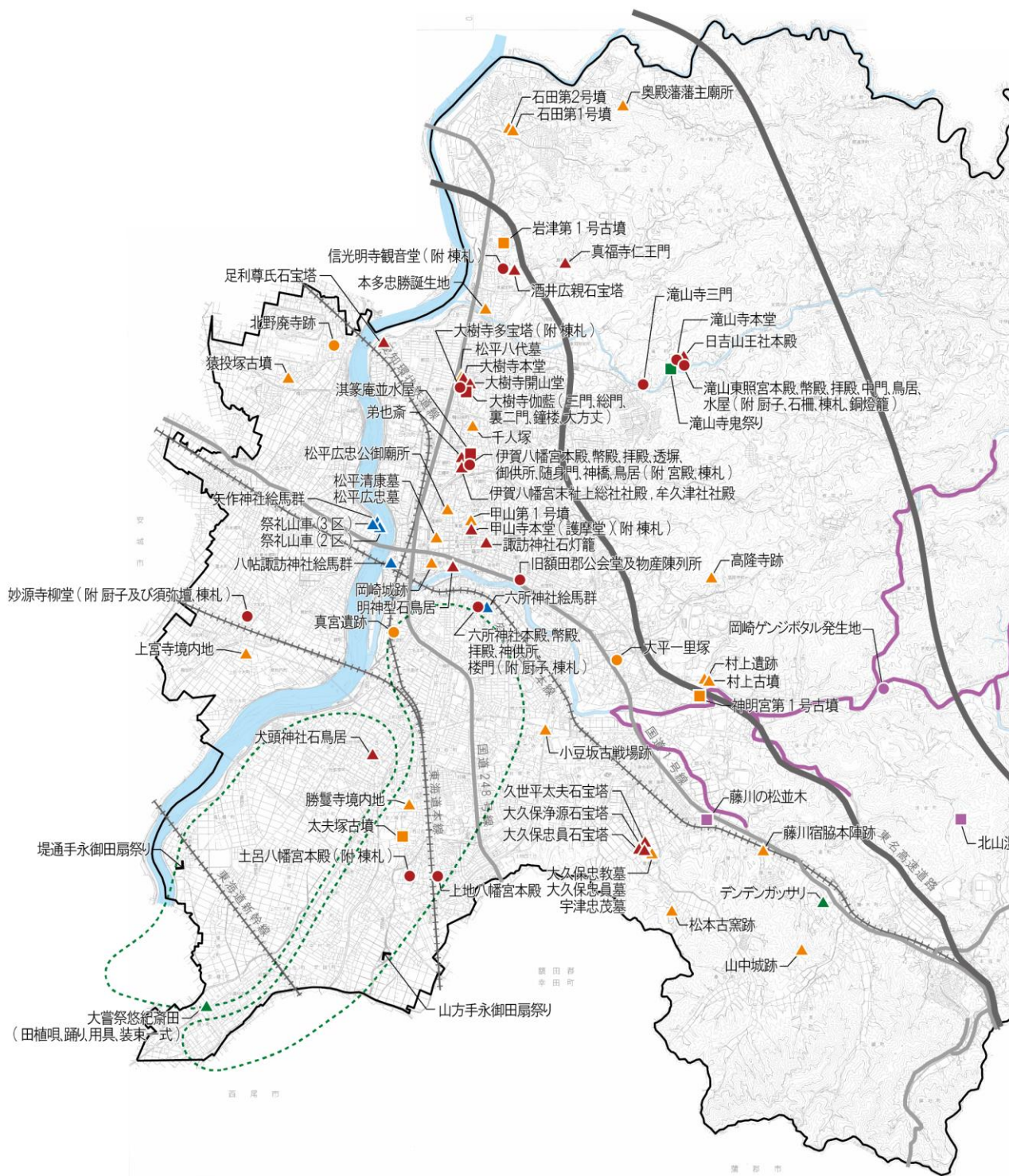


指定・登録文化財件数推移

上図のように、指定・登録件数は文化財保護法制定及び岡崎市文化財保護条例制定を契機として大きく増加しました。昭和 33 年（1958）の条例制定と共に文化財保護審議会が発足し、市内所在の文化財の調査が始められ、その成果に基づき昭和 35 年（1960）3 月 30 日付で 41 件に及ぶ第 1 回の文化財指定がなされます。調査は絵画、書跡・工芸などの分野を中心に昭和 36 年（1961）まで続けられ、昭和 37 年（1962）～38 年（1963）には史跡・天然記念物の調査と『岡崎の文化財』第 1 集・第 2 集が刊行されています。昭和 42 年（1967）には池上年氏により石造物の調査も行われ、以降も引き続き指定のための調査が随時行われています。

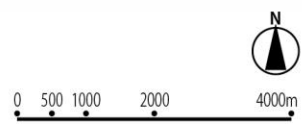
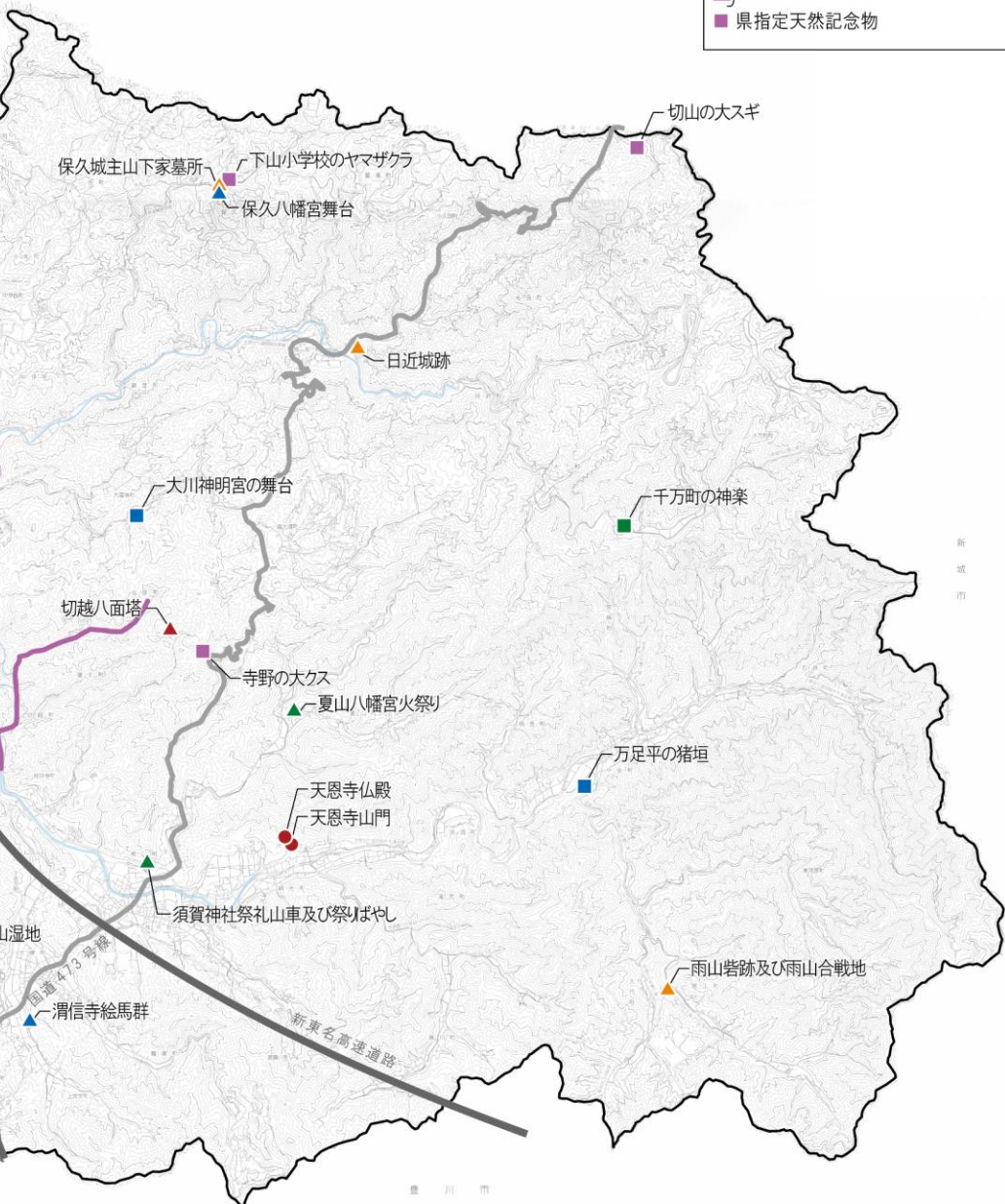
現在市内には国指定文化財が、建造物 13 件、美術工芸品 13 件、史跡 3 件、天然記念物 1 件の計 30 件所在しており、県指定文化財は建造物 2 件、美術工芸品 30 件、無形民俗文化財 2 件、有形民俗文化財 2 件、史跡 3 件、天然記念物 5 件の計 44 件が所在しています。市指定文化財は、建造物 16 件、美術工芸品 172 件、無形民俗文化財 6 件、有形民俗文化財 7 件、史跡 24 件、天然記念物 28 件の計 253 件所在しており、国登録有形文化財(建造物)20 件が所在しています。

| 指定登録選定文化財件数（令和 2 年 8 月 7 日現在） |         |                 |     |     |     |     |     |     |    |
|-------------------------------|---------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 種別                            |         | 国指定             | 国選定 | 県指定 | 市指定 | 小計  | 国登録 | 合計  |    |
| 有形文化財                         | 建造物     | 13              | -   | 2   | 16  | 31  | 20  | 51  |    |
|                               | 美術工芸品   | 絵画              | 6   | -   | 8   | 57  | 71  | 0   | 71 |
|                               |         | 彫刻              | 3   | -   | 8   | 48  | 59  | 0   | 59 |
|                               |         | 工芸品             | 3   | -   | 11  | 40  | 54  | 0   | 54 |
|                               |         | 書籍<br>典籍<br>古文書 | 1   | -   | 1   | 21  | 23  | 0   | 23 |
|                               |         | 考古資料            | 0   | -   | 2   | 2   | 4   | 0   | 4  |
|                               |         | 歴史資料            | 0   | -   | 0   | 4   | 4   | 0   | 4  |
| 無形文化財                         | 芸能      | 0               | -   | 0   | 0   | 0   | -   | 0   |    |
|                               | 工芸技術    | 0               | -   | 0   | 0   | 0   | -   | 0   |    |
| 民俗文化財                         | 無形民俗文化財 | 0               | -   | 2   | 6   | 8   | -   | 8   |    |
|                               | 有形民俗文化財 | 0               | -   | 2   | 7   | 9   | 0   | 9   |    |
| 記念物                           | 遺跡      | 3               | -   | 3   | 24  | 30  | 0   | 30  |    |
|                               | 名勝地     | 0               | -   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |    |
|                               | 動物      | 1               | -   | 0   | 3   | 4   | 0   | 4   |    |
|                               | 植物      | 0               | -   | 5   | 23  | 28  | 0   | 28  |    |
|                               | 地質鉱物    | 0               | -   | 0   | 2   | 2   | 0   | 2   |    |
| 文化的景観                         |         | -               | 0   | -   | -   | -   | -   | 0   |    |
| 伝統的建造物群                       |         | -               | 0   | -   | -   | -   | -   | 0   |    |
| 合計                            |         | 30              | 0   | 44  | 253 | 327 | 20  | 347 |    |





| 凡例           |              |
|--------------|--------------|
| ● 国指定建造物     | ● 国指定史跡      |
| ■ 県指定建造物     | ■ 県指定史跡      |
| ▲ 市指定建造物     | ▲ 市指定史跡      |
| ■ 県指定有形民俗文化財 | ■ 県指定無形民俗文化財 |
| ▲ 市指定有形民俗文化財 | ▲ 市指定無形民俗文化財 |
| ● 国指定天然記念物   | ● 国指定天然記念物   |
| ■ 県指定天然記念物   | ■ 県指定天然記念物   |



国・県・市指定文化財の分布  
 (国・県・市指定の建造物、史跡、有形・無形民俗文化財等を掲載)

## 2 文化財行政の変遷と現況

本市文化財行政の変遷を概観します。条例制定や市史編さんなどの様々な取り組みを経て、文化財の保存・活用が図られています。

### 文化財行政である

#### 社会教育課の主要務

##### ① 調査

現状把握や価値の検証、基礎情報の整理などを行う。

##### ② 指定・登録

価値が高いものを指定・登録し、現状変更の規制や補助による保存・活用を図る。

##### ③ 管理又は修理の補助

文化財の保存修理、また、継承に関わる補助金を交付する。

##### ④ 埋蔵文化財の調査

周知の埋蔵文化財包蔵地(※1)で行う開発行為等に対して、届出や通知の受理及び記録保存調査等を行う。

##### ⑤ 岡崎城跡の調査・整備

岡崎城跡を岡崎城跡整備基本計画に基づき調査・整備する。

##### ⑥ 講座・冊子刊行など

講座開催や冊子刊行等により、文化財と親しむ機会を増やし、価値の普及啓発と活用を行う。

##### ⑦ 管理運営

市が所有する史跡・建造物・資料館等を管理運営し、貴重な文化財を継承し活用する。

##### ⑧ 環境整備・保存管理

文化財の保存・活用のための環境整備を行う。

##### ⑨ 修復復原

市が所有する文化財の修復復原を行う。

※1 周知の埋蔵文化財包蔵地： 土地に埋蔵されている文化財の存在が知られている土地

### 1940年代～

#### 1945:空襲により大きな被害

当時の市内全戸数2万戸の内3分の1以上が焼失。

#### 1945～:復興による文化財の滅失と、保護の機運の高まり

復興と都市化に伴う急速な開発により、十分な調査がされないまま文化財が滅失する事態が発生。戦後まもなくより保護の機運が有識者の間から高まり、1958年に岡崎市文化財保護条例が制定される。

#### 1960年代:全市調査と指定

発掘調査や文化財の全市調査が部門ごとに実施され、指定文化財として保護対象に。



#### 1970年代:市史編さん事業

時代の推移や市域の拡大を受け市史編さん事業開始。

### 社会教育課の管理施設等のうち一部紹介



### 1980年代～

#### 1980年代:史跡・施設整備

1969年に展示施設として改装された郷土館を皮切りに、資料館などが整備される。また北野廃寺跡、真宮遺跡が史跡公園として整備される。

#### 1990年代:登録制度開始

市史編さん事業が1993年に完了。国の文化財登録制度が始まり、八丁味噌本事務所・蔵が県内登録第一号に。1996年に岡崎市美術館が開館し、寄託制度が始まる。

#### 2000年代:市史額田資料編の編さん開始

2003年の中核市移行、2006年の平成の大合併を経て現在の市域へ。合併に伴い市史額田資料編編さん事業開始。史跡岡崎城跡整備基本計画を策定。

#### 2010年代:文化財へのニーズの多様化

地域活性化のため文化財に求められるニーズが多様化。法改正により、計画的な文化財の保存・活用を実施する旨方向性が示される。歴史的風致維持向上計画認定により、歴史的資産の活用によるまちづくりが推進される。岡崎城跡整備基本計画を改訂。

#### 旧額田郡公会堂及物産陳列所

国指定重要文化財。旧額田郡の公会堂として建てられ、会議事堂や各種会合、市郷土館本館棟として用いられた。現在、耐震性能不足のため休館中。

#### 埋蔵文化財整理事務所

埋蔵文化財の整理や報告書作成を行う。

#### 日本多忠次邸

旧岡崎藩主本多家末裔の本多忠次が昭和7年(1932)東京・世田谷に建てた住宅を平成24年(2012)移築復原した。展示や講座を開催。